

「ステキに映え農フォトコンテスト2025」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高津区の魅力を広く画像で発信し、シティセールスを推進するため、区と「たちばな農のあるまちづくり」推進会議が協働で行う、ステキに映え農フォトコンテスト（以下「フォトコンテスト」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施手法)

第2条 フォトコンテストは、原則スマートフォン向け写真共有アプリケーションのInstagramを用いて実施するものとする。ただし、デジタルカメラ等で撮影した画像データでの応募も可とする。

(テーマ)

第3条 フォトコンテストのテーマは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 高津区内の農のある風景や歴史スポット
- (2) 高津区産の野菜・果物・卵を活用したグルメ
- (3) 高津区の活況あるイベントの様子
- (4) その他、高津区の魅力を感じる瞬間

(実施期間)

第4条 フォトコンテストの実施期間は、令和7年7月1日から令和7年11月23日までとする。

(応募者)

第5条 フォトコンテストの応募者は、第1条の趣旨に賛同し、かつ次のいずれかに該当する個人とする。

- (1) 高津区民
- (2) 高津区を訪れる区外の住民
- (3) 区内飲食店の来店者
- (4) 区内で開催されるイベント等の来場者

※(2)～(4)は川崎市民であるか否かを問わない。

(応募方法)

第6条 Instagramで応募する場合は、次の各号に掲げる要件を遵守し、第3条各号のいずれかのテーマに沿った画像を投稿するものとする。

- (1) 応募者が取得したInstagramのアカウントを公開していること。

- (2) Instagram「たちばな農のあるまちづくり」公式アカウントをフォローしていること。
 - (3) 投稿する画像がInstagram「たちばな農のあるまちづくり」公式アカウント運用ポリシーの注意事項の内容に該当しないこと。
 - (4) 画像を投稿する際には、キャプションに撮影場所とハッシュタグ「#映え農2025」を入力すること。なお、同ハッシュタグの他にその他複数のハッシュタグや@メンションを入力すること、タグ付けをすることは差し支えない。
 - (5) たちばなヤング賞の対象となる応募者は、ハッシュタグに「#たちばなヤング」を入力すること。
- 2 画像データで応募する場合は、第3条各号のいずれかのテーマに沿った画像をロゴフォーム等で高津区役所まちづくり推進部地域振興課宛に提出するものとする。

(投稿の制限等)

第7条 投稿回数に制限は設けないこととする。ただし、1回の投稿につき画像の添付は原則1点までとする。画像が複数添付されている場合、当コンテストへの応募は1枚目の画像のみとする。

- 2 投稿する画像は、応募者が撮影した未発表のものに限るものとする。
- 3 投稿する画像は、応募締め切り日から1年以内に撮影されたもののみを投稿することができる。
- 4 人物を撮影した画像は、被写体となった者の了解を得たものののみ投稿することができる。
- 5 画像は、解像度変更、ホワイトバランスの補正、トリミングの補正、色調変更、合成などの加工を施して投稿することができるが、組写真・AI画像編集写真は投稿することができない。

(費用の負担)

第8条 画像を投稿する際に必要なインターネットの通信料等については、応募者が負担するものとする。

(入賞作品)

第9条 第6条及び第7条の要件を満たす応募のうち、当コンテストの主旨に適当な画像（以下「入賞作品」という。）には、区の予算に定める範囲内において、選定の結果に応じた賞品を提供することができるものとする。

- 2 当該画像を投稿した者（以下「受賞者」という。）には、賞品として区の特産品等を提供するものとする。
- 3 賞品の発送は日本国内に限るものとする。
- 4 入賞作品は1名につき1点とする。

賞の名称	選定数	賞品
区長賞（グランプリ）	1点	賞品（10千円相当）
たちばな農のあるまちづくり賞 （準グランプリ）	1点	賞品（8千円相当）
たちばなヤング賞	2点	賞品（3千円相当）
入賞	8点	賞品（2千円相当）

（審査）

- 第10条 審査は、審査員による厳正なる審査を行い、入賞作品を選定するものとする。
- 2 前項の選定に関し、応募者は一切の異議を申し立てることができないものとする。
 - 3 第6条及び第7条の要件を満たしていない応募は、選定の対象外とする。
 - 4 たちばなヤング賞は、20歳以下の応募者のみを選定対象とする。

賞の名称	選定数	審査員
区長賞（グランプリ）	1点	区長
たちばな農のあるまちづくり賞 （準グランプリ）	1点	たちばな農のあるまちづくり推 進会議
たちばなヤング賞	2点	たちばな農のあるまちづくり推 進会議
入賞	8点	たちばな農のあるまちづくり推 進会議

（受賞者への連絡）

- 第11条 区は、Instagramのメッセージ機能等を利用し、受賞者にその旨を連絡するものとする。
- 2 受賞者は、次に掲げる事項を区が指定する日までにInstagramのメッセージ機能等にて連絡するものとする。
 - (1) 氏名

- (2) 受賞者の住所
 - (3) 報賞等の発送先
 - (4) 受賞作品のコメント等
- (受賞者の公表)

第12条 区は、受賞者が決定した後、投稿された画像及び受賞者のアカウント名または氏名を区ホームページ、市政だより、記者発表等において公表するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 区は、応募者の個人情報を厳重に管理し、報賞等の郵送以外の目的のために利用しないものとする。

(著作権等)

第14条 投稿された画像の著作権は応募者に帰属するが、区は投稿された画像を必要に応じてトリミングの補正を行った後、区ホームページ、Instagram「たちばな農のあるまちづくり」公式アカウント、市政だより、区または市が発行する印刷物、区または市が関与するイベントでの展示等で利用することができるものとし、応募者はその旨同意したものとみなす。

2 投稿された画像において肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合は、区は一切責任を負わず、応募者の責任によって解決するものとする。

(損害に対する責任)

第15条 区は、フォトコンテストが第1条の趣旨のもとに行われることに鑑み、応募者の投稿により生じた損害等に対する責任は、その原因のいかんを問わずこれを負わない。

(庶務)

第16条 フォトコンテストの実施に係る事務は、高津区役所まちづくり推進部地域振興課において行う。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は区と「たちばな農のあるまちづくり推進会議」が協議の上、別に定める。